

○自動車の運行供用制限処分等の事務処理に関する訓令

(平成4年5月21日島根県警察訓令第18号)

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 適用地域にある自家用自動車の保有者に対する措置（第4条―第13条）

第3章 適用地域にある運送事業用自動車の保有者に対する措置（第14条―第17条）

第4章 適用地域外の地域にある自動車の保有者に対する措置（第18条）

第5章 自動車の保有者等に対する報告又は資料の提出要求に関する手続（第19条―第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第8条から第10条、第12条及び第13条第2項並びに島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）に基づき、自動車の使用者に対する自動車の運行供用制限処分及び自動車の保有者等に対する報告又は資料の提出要求事務等の迅速かつ適正な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 運送事業用自動車 法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。

(2) 自家用自動車 運送事業用自動車以外の自動車をいう。

(3) 適用地域 法附則第4項の規定により、法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

（処分の迅速、適正な処理）

第3条 運行供用制限等は、保管場所を確保していない自動車の長時間駐車等による道路交通上の危険防止を図るとともに、保管場所を継続的に確保させることを目的として行うものであるから、事由が生じたときは、迅速かつ適正な処理を行うものとする。

第2章 適用地域にある自家用自動車の保有者に対する措置

（通知事案の報告）

第4条 警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、法第8条に規定する通知の要件に該当する自動車を認知したときは、速やかに当該自動車の使用の本拠の位置が適用地域にあるかどうか等必要な事項を調査の上、通知事案報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）を作成するとともに、当該事案に係る現認報告書、保管場所としての道路の使用の禁止等違反に係る交通切符（以下「保管場所

法切符」という。)、放置駐車違反(道路交通法(昭和35年法律第105号)第119条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項に規定する違反となるような行為をいう。)に係る交通反則切符(以下「交通反則切符」という。)又は交通切符その他の捜査書類等を添付して、警察署長に報告するものとする。

(通知事案報告書の審査等)

第5条 警察署長は、通知事案の報告を受けたときは、次の各号に掲げる事項を審査し、所要の整備をするものとする。

(1) 通知事案の事実関係

(2) 事実の認定についての誤り又は報告書の記載内容

(保管場所の確保状況の照会等)

第6条 警察署長は、通知事案に該当する事案については、報告書に基づき、自動車保管場所確保状況照会書(様式第2号。以下「照会書」という。)を作成し、当該照会書に係る自動車の所有者に対し、当該照会書を交付して、保管場所の確保状況を照会するとともに、保管場所を確保していない場合は、保管場所を確保した上で、保管場所証明書、保管場所に係る届出等の手続を履行するよう指導するものとする。この場合において、当該照会書を交付したときから15日以内に、当該自動車の所有者に対し、保管場所の確保の状況について自動車保管場所確保状況回答書(様式第3号。以下「回答書」という。)により、回答を求めるものとする。

(通知)

第7条 警察署長は、15日以内に回答書による回答がなく、又は保管場所を確保する予定がないと認められる者が保有している自動車については、通知書(様式第4号)を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)を経由して、島根県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に通知するものとする。

2 通知事案の通知に当たっては、次の各号に掲げる関係書類等を添付して行うものとする。

(1) 回答書の写し

(2) 現認報告書の写し

(3) 保管場所法切符2枚目(交通事件原票)の写し

(4) 交通反則切符2枚目(交通事件原票)又は交通切符2枚目(交通事件原票)の写し

(5) その他通知事案の事実の証明に必要な書類

3 当該通知事案に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内のものについては、公安委員会を通じ、当該公安委員会に通知するものとする。

(審査)

第8条 交通規制課長は、前条の規定による通知書を受理したときは、次の各号に掲げる事項を確認の上、法第9条第1項に規定する自動車の運行供用の制限に該当す

るかどうかを審査するものとする。

- (1) 自動車の使用の本拠の位置が適用地域にあるか。
- (2) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）附則第2条第4項の規定により、法第9条の規定が適用できる自動車及び当該自動車の保有者であるか。

（処分事案の移送）

第9条 交通規制課長は、審査の結果、自動車の運行供用の制限の処分（以下「処分事案」という。）に該当するもので、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、自動車運行供用制限事案移送通知書（様式第5号）を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。

（聴聞手続）

第10条 処分事案に該当する自動車の保有者に対する聴聞の通知は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）別記様式第6号の聴聞通知書により行うものとする。

2 前項に規定する聴聞の通知書は、配達証明郵便によるものとする。

3 聴聞の公示は、聴聞公示書（様式第6号）により行うものとする。

（処分の執行手続）

第11条 交通規制課長は、公安委員会が処分を決定したときは、自動車運行供用制限書（様式第7号。以下「運行供用制限書」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）別記様式第7号（以下「運行禁止標章」という。）を作成するものとする。

2 交通規制課長は、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、運行供用制限書及び運行禁止標章を送付するものとする。

3 前項の運行供用制限書及び運行禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る自動車の保有者（以下「被処分者」という。）に対し、運行供用制限書を交付するとともに、当該処分に係る自動車の前面の見えやすい箇所に運行禁止標章をはり付けるものとする。

4 被処分者に対し処分の通知をする場合は、あらかじめ、口頭で処分の理由を告知した後、運行供用制限書を交付するとともに、処分の解除のための手続について告知するものとする。

5 警察署長は、処分を執行したときは、自動車運行供用制限処分執行報告書（様式第8号。以下「処分執行報告書」という。）に処分の執行の日時、場所、運行供用制限書の交付者の氏名等を記入の上、交通規制課長を経由して、公安委員会に報告するものとする。

（処分の解除）

第12条 処分を執行した警察署長は、被処分者が施行規則別記様式第8号の自動車保管場所確保申告書（以下「申告書」という。）による保管場所確保の申告をした場

合には、これを受理するものとする。

- 2 被処分者が保管場所を確保した後、保管場所証明書の申請又は保管場所に係る届出を行った場合において、申請又は届出に係る警察署長は、申告書の提出を受け、処分を執行した警察署長に転送するものとする。この場合において、他の都道府県公安委員会が処分を執行した被処分者から申告書の提出を受けた場合は、交通規制課長を経由して公安委員会に送付するものとする。
- 3 前項の規定による申告書を受理した警察署長は、速やかに保管場所の確保状況を確認するものとする。
- 4 保管場所が確保されていることを確認した警察署長は、確認通知書（様式第9号）を作成の上、被処分者に対して、速やかに交付するとともに、運行禁止標章を取り除くものとする。
- 5 確認通知書を交付し、運行禁止標章を取り除いた警察署長は、手続終了報告書（様式第10号）を作成して、交通規制課長を経由して、公安委員会に報告するものとする。

（処分執行及び解除の依頼等）

第13条 交通規制課長は、公安委員会が処分決定後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域に変更された場合は、原則として、変更後の都道府県公安委員会に対し、処分の執行及び被処分者が保管場所を確保した場合における前条の処分の解除のための手続を行うことについて依頼するものとする。この場合において、自動車運行供用制限処分執行等依頼書（様式第11号）を作成の上、運行供用制限書、運行禁止標章その他の関係書類を添付して、依頼するものとする。

- 2 交通規制課長は、他の都道府県公安委員会から処分の執行等の依頼を受けたときは、速やかに処分を執行するとともに、その結果について、処分の執行等の依頼をした他の都道府県公安委員会に対し、処分執行報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。
- 3 交通規制課長は、他の都道府県公安委員会からの処分の執行等の依頼を受け、被処分の所有者の保管場所の確保を確認したときは、処分の執行等の依頼をした当該公安委員会から確認通知書の送付を受け、処分の解除の手続を行うものとし、警察署長から手続終了の報告を受けたときは、処分の執行等の依頼をした当該公安委員会に対し、手続終了報告書の写しを添付の上、連絡するものとする。

第3章 適用地域にある運送事業用自動車の所有者に対する措置

（通知事案の認知及び報告等）

第14条 警察官等が、法第8条に規定する通知の手続の対象となる運送事業用自動車を認知したときは、第4条及び第5条の規定を準用する。

（通知）

第15条 警察署長は、通知事案に該当する事案については、通知書を作成するとともに、必要な関係書類を添付して、交通規制課長を経由して、公安委員会に通知する

ものとする。この場合においては、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

(監督行政庁に対する通知)

第16条 交通規制課長は、公安委員会が警察署長から前条の通知を受領したときは、当該通知に係る事案について、運送事業用自動車通知書(様式第12号)を作成して、運送事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとする。

(運送事業用自動車通知事案の移送)

第17条 交通規制課長は、審査の結果、運送事業用自動車通知を行う事案に該当するもののうち、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、運送事業用自動車通知事案移送書(様式第13号)を作成し、関係書類を添付して当該公安委員会に移送するものとする。

第4章 適用地域外の地域にある自動車の保有者に対する措置

(指導及び上申)

第18条 警察署長は、適用地域外の地域にある自動車で、法第8条に規定する通知の要件に該当するものを認知した場合には、当該自動車の保有者に対し、保管場所を確保するよう指導するものとする。

なお、運送事業用自動車については、法第8条に規定する通知の要件に該当する場合には、法第13条第2項に規定する通知の要件にも該当することとなるので、運送事業用自動車通知事案上申書(様式第14号)を作成の上、交通規制課長を経由して、公安委員会に上申するものとする。この場合において、交通規制課長は、第16条及び第17条に規定する手続を行うものとする。

第5章 自動車の保有者等に対する報告又は資料の提出措置に関する手続

(報告又は資料の提出措置)

第19条 交通規制課長又は警察署長(以下「交通規制課長等」という。)は、報告又は資料の提出を求めるときは、当該自動車の保有者又は保管場所の管理者に対し、報告・資料提出要求書(様式第15号)及び報告・資料提出回答書(様式第16号)により、回答を求めるものとする。

2 報告又は資料の提出要求は、次の各号に掲げる書類等の提出を求めるものとする。

- (1) 賃貸借契約書等の賃貸借契約の締結状況、契約内容、使用状況等を確認するための資料
- (2) 住民票の写し、印鑑証明書等の自動車の保有者の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための資料
- (3) 登記簿、固定資産台帳等の保管場所として使用する権限を有するかどうかを確認するための資料
- (4) 所在図、配置図等の使用の本拠の位置との間の距離、保管場所の広さを確認するための資料

3 交通規制課長等は、報告又は資料の提出要求を行う場合は、相互に十分連携を図った上で行うものとする。

(回答の確認)

第20条 交通規制課長等は、報告・資料提出回答書を受理したときは、回答内容について、現地調査等の方法により確認するものとする。

(関係書類の送付)

第21条 警察署長は、報告又は資料の提出要求を行った場合は、報告・資料提出要求書及び報告・資料提出回答書の写しを交通規制課長に送付するものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成17年4月26日島根県警察訓令第23号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成19年1月18日島根県警察訓令第2号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日島根県警察訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月3日島根県警察訓令第16号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年9月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の自動車の運行供用制限処分等の事務処理に関する訓令第19条第1項の規定により行う回答のために交付された同訓令様式第16号を、この訓令の施行日以後に提出する場合は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年7月26日島根県警察訓令第31号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の様式による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和7年2月28日島根県警察訓令第6号)

この訓令は、令和7年3月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月16日島根県警察訓令第22号)

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

様式 [略]